



グリーン購入法 対応状況

(第1版)



1. はじめに

KDDIは2003年3月に、環境への取り組みの指針となる「KDDI環境憲章」を制定し、サービスの提供と環境保全の両立に向けて全社的な活動を進めています。

また、中期の目標として「中期環境目標」を制定しています。「中期環境目標」では取り組み期間を定め、その期間ごとに定めた目標の達成を図り、期間終了後は、期間中の実績をもとに次期の取り組み目標を定めることで、より実績面の向上を目指しています。

KDDIは今後とも環境保全に向けた活動を多面的に展開いたします。

詳細は「CSRレポート」をご参照願います。

2. 本資料の目的

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(2000年制定。以下「グリーン購入法」と呼称します)および「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(以下、両者を含めて「グリーン購入法等」と呼称します)が要求する基準へのKDDIの対応状況に関する情報を提供します。

3. 適用範囲

KDDIが提供する携帯電話およびその付属品(以下「携帯電話等」と呼称します)を適用範囲とします。

4. 見直し

本資料に記載の内容は法律の改正、KDDIの取り組み状況の進捗等に応じて適宜改訂いたします。



5. 「判断の基準」への対応状況

グリーン購入法等の「判断の基準」への KDDI 携帯電話等の対応状況は、以下の通りです。

「判断の基準」とは、グリーン購入法 第6条第2項第2号に規定する特定調達物品であるための基準です。

「KDDI の対応」に記載の内容は、KDDI がグリーン購入法等の基準に合致していることを表明している携帯電話等に適用される内容です。対応機種情報は KDDI ホームページ等でご提供しています。

判断の基準	KDDI の対応
<p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア) 搭載機器・機能の簡素化がなされていること。</p> <p>イ) 機器本体を交換せずに、端末に搭載するアプリケーションのバージョンアップが可能となる取り組みがなされていること。</p> <p>ウ) 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていることなど、表に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること。</p>	<p>・お客様の多様なニーズに対応し通話・メールに機能を限定した「mamorino」や通話のみに機能を限定した「簡単ケータイ S」等をご提供しています</p> <p>・au 携帯電話のソフトウェアを無線ネットワークを介してダウンロードを行い、安全かつ確実に最新のソフトウェアへ更新する「ケータイアップデート」機能をご提供しています</p> <p>・ウ)の「表に掲げる評価基準」への取り組み状況は別表の通りです</p>
<p>使用済携帯電話の回収およびマテリアルリサイクルのシステムがあること。回収およびマテリアルリサイクルのシステムについては、取組効果の数値が製造事業者、通信事業者又は販売事業者等のウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること。</p>	<p>・「モバイル・リサイクル・ネットワーク」の活動を通じて使用済み携帯電話等の回収、リサイクルの推進に努めています</p> <p>・au ショップ等に使用済み携帯電話等の回収のための資材を設置しています。回収した使用済み携帯電話等は本体、バッテリー等の部材ごとに適切に分別し、リサイクルを行っています</p> <p>・au ショップ等に使用済み取扱説明書等の紙資源の回収のための資材を設置しています。回収した使用済み取扱説明書等は循環再生紙として、KDDI の各種印刷物等で利用してい</p>

	<p>ます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話等のリサイクル実績は「モバイル・リサイクル・ネットワーク」のホームページで公表されています。また、KDDI が発行する CSR 環境報告書にも記載しています
<p>回収した携帯電話部品の再使用又は再生利用できない部分については、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において適正処理されるシステムがあること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な業者を選定し、処理を委託しています ・処理委託業者に対し定期的な検査を行い、適正な処理が行われていることを確認しています
<p>バッテリー等の消耗品について、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること(製造終了後6年以上保有)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話等の補修用性能部品を、製造終了後6年間保有しております ・補修用性能部品とは、その製品の機能を維持するために必要な部品を指します
<p>特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種法規制やグリーン購入法が定める対象化学物質及び含有基準(注1)を参照し、独自に調達基準を策定、運用しています ・グリーン購入法が定める対象化学物質及び含有基準以上に厳しい内部基準を設け、より環境に配慮した携帯電話等を提供するよう努めています

表 携帯電話に係る環境配慮設計項目

目的	評価項目	評価基準	KDDI の対応
リデュース 配慮設計	製品等の省資源化(小型化、軽量化)	製品の容積や質量を、削減抑制していること。	携帯電話等メーカーと協同で改善に努めています
	製品の省電力化	製品の消費電力を抑制していること。また、低消費電力技術等の開発に取り組んでいること。	
	製品の長寿命化	製品の信頼性、耐久性が維持又は向上していること。	
リユース配 慮設計	共有化設計	充電器等について、リユースが容易な設計になっていること。	機種を変更しても利用可能な共通 AC アダプタを製品化しています
	分離・分解しや	リユースのための分離・分解が容	携帯電話等メーカーと協

	すい設計	易であること。	同で改善に努めています
リサイクル 配慮設計	リサイクル時の 環境負荷低減	希少な材料を含む部品や鉄、 銅、アルミニウム等汎用金属類 の種類が把握できていること。	携帯電話等メーカーと協 同で改善に努めています
		複合材料の使用やリサイクルを 阻害する加工等を削減している こと。	
	分離・分解が容 易な構造	再資源化原料として利用が可能 な材料、部品にするための分離・ 分解が容易であること。	使用するネジ本数の削 減、種類の統一化等に取り 組み、携帯電話等メーカ ーと協同で改善に努めて います
		異種材料の分離が容易な構造 であること。	
リサイクルのための分離・分解が 容易であること。			
分別の容易性	リサイクルのための材料、部品等 の材料判別が容易であること。	使用するプラスチック材料 の種類削減、識別表示 等に取り組み、携帯電話 等メーカーと協同で改善 に努めています	
	製品の筐体に使用するプラスチ ックの種類、グレードが可能な限 り統一されていること。		

(注1) グリーン購入法等が定める対象化学物質及び含有基準は下記の通りです。

特定の化学物質	化学物 質記号	算出対象物質	含有率 基準値 (wt%)
鉛及びその化合物	Pb	鉛	0.1
水銀及びその化合物	Hg	水銀	0.1
カドミウム及びその化合物	Cd	カドミウム	0.01
六価クロム化合物	Cr(VI)	六価クロム	0.1
ポリブロモビフェニル	PBB	ポリブロモビフェニル	0.1
ポリブロモジフェニルエーテル	PBDE	ポリブロモジフェニルエーテル	0.1



6. 「配慮事項」への対応状況

グリーン購入法等の「配慮事項」への KDDI 携帯電話等の対応状況は、以下の通りです。

「配慮事項」とは特定調達物品であるための要件ではないが、特定調達物品を調達するにあたって、更に配慮することが望ましいとされている事項です。

「KDDI の対応」に記載の内容は、KDDI がグリーン購入法等の基準に合致していることを表明している携帯電話等に適用される内容です。対応機種情報は KDDI ホームページ等でご提供しています。

配慮事項	KDDI の対応
製品の省電力化や充電器の待機時消費電力の低電力化等による省エネルギー化がなされていること。	携帯電話等メーカーと協同で改善に努めています
筐体又は部品に希少金属類が使用されている場合、希少金属類を可能な限り減量または代替する取組がなされていること。	携帯電話等メーカーと協同で改善に努めています
機器本体や消耗品以外の部品についても、修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること。	・KDDI ホームページで取扱説明書を公開し、いつでも入手できます ・au 携帯電話のソフトウェアを無線ネットワークを介してダウンロードを行い、安全かつ確実に最新のソフトウェアへ更新する「ケータイアップデート」機能をご提供しています
筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。	携帯電話等メーカーと協同で改善に努めています
筐体又は部品(充電器含む。)にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。	携帯電話等メーカーと協同で改善に努めています
製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。	・容器包装は簡易な包装に努めています ・包装材等は有害物質が排出されないなどの部材を使用し、負荷軽減に努めています ・包装材の再資源化については容器包装リサイクル法に従って処理しています



7. 改版履歴

版数	発行日	改版内容
第1版	2010年12月17日	初版発行